

最近法規情報

2024年1月に公布された主な法規
北京市環球法律事務所

1. 食品委託生産監督管理弁法（意見募集稿）

国家市場監督管理総局 2024年1月9日公表

公示サイト：

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_850851bfcad24aaeb5e6c4dc8b5d7057.html

投資コストを削減し、生産効率を向上させるうえで、委託生産は既に一般的な生産・加工方法となっている。食品の委託生産をさらに規範化するため、2024年1月9日、国家市場監督管理総局より「食品委託生産監督管理弁法（意見募集稿）」が公表され、2024年2月8日を締切とするパブリックコメント手続に付された。主な内容は以下のとおり。

(1) 委託者は、食品生産経営許可証を取得した食品生産事業者又は関連届出を済ませた包装済み食品のみを販売する食品関連事業者でなければならない。

(2) 委託者と受託者は、契約締結後10日以内に、両当事者の名称、住所、責任者、連絡先その他委託生産に関する情報を、所在地の県レベルの食品安全監督管理機関に報告しなければならない。委託生産契約期間が1年を超える場合には、1年に1回、委託生産に係る状況を報告しなければならない。

(3) 表示ラベルには、委託者及び受託者の生産経営許可証番号を記載しなければならない。

(4) 特殊医療用調製食品及び乳幼児用調製粉乳の生産を委託してはならない。小規模な食品生産加工工場は委託生産に従事してはならない。

(5) 委託者及び受託者の違法行為及び法的責任が詳細化された。

2. 生産安全事故過料処罰規定

応急管理部 2024年1月10日公布、2024年3月1日施行

公示サイト：https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdqknr/202401/t20240115_475152.shtml

生産安全事故が発生した事業者及びその関連責任者の法的責任や過料額等を明確化するために、現行の「生産安全事故過料処罰規定（試行）」の改正が行われ、2024年1月10日、応急管理部より「生産安全事故過料処罰規定」が公布された。2024年3月1日から施行する。主な改正内容は次のとおり。

(1) 事故の等級別（一般的な事故、比較的大きな事故、重大な事故、特に重大な事故）の過料額、事故の発生単位の主要責任者が法により安全生産管理上の職責を履行しなかったことにより生産安全事故等が発生した場合の過料額について、「安全生産法」等の関連法令に基づく変更が行われた。

(2) 「安全生産法」に定める「情状が特に重大で、影響が特に劣悪な状況」（所定過料額の2倍以上5倍以下の過料が科されうる）に該当する具体例が掲げられた。

(3) 事故について虚偽の報告を行う、隠蔽する、現場を偽造する、又は故意に破壊するといった各種状況の過料額を決めるうえでの裁量基準が明文化された。

3.事業主体の質の高い発展の促進に係る全面的な登記業務試行の展開に関する北京市市場监督管理局の意見（意見募集稿）

北京市市場监督管理局 2024年1月15日公表

公示サイト：https://scjgj.beijing.gov.cn/hdjl/myzj/ywgzjzj/202401/t20240116_3536998.html

2024年1月15日、北京市市場监督管理局より「事業主体の質の高い発展の促進に係る全面的な登記業務試行の展開に関する北京市市場监督管理局の意見（意見募集稿）」が公表され、2024年1月25日までパブリックコメントが行われた。同意見募集稿では市場主体の登記制度の規範化、関連する利便化措置の提供、管理メカニズムの健全化等について定めている。そのうち、外商投資企業に関わりのある主な内容は以下のとおり。

(1) 既存の有限責任会社は、新「会社法」施行日（2024年7月1日）から3年以内に、履行期限の残存期間が5年以内となるよう調整しなければならない。即ち、遅くとも2032年までに出資の履行を完了しなければならない。

(2) 外商投資者に対する「参入前国民待遇+ネガティブリスト」の管理制度を全面的に実行し、外商投資企業の登記手続（営業許可証の申請、社印の作成、銀行口座開設等）について、オンライン上で手続が完結できる範囲を拡大させる。

(3) 「外国公文書の認証を不要とする条約」の締結国の公文書について、現地の主管機関でアポストリーユを取得すれば、中国大使館（領事館）での領事認証が免除される。

4.事業者結合申告基準に関する国務院の規定

国務院 2024年1月22日公布、施行

公示サイト：https://www.gov.cn/zhengce/content/202401/content_6928387.htm

中国の事業者結合申告（企業結合届出）の要否を判断するための売上高基準は、2008年以来15年余りの間、一度も変わっていない。近年の経済発展に伴い、この売上高基準を以て、事業者結合の審査を要する取引を篩にかけることは時代にそぐわなくなってきた。これに鑑み、売上高基準の見直しが行われ、このたび、改正「事業者結合申告基準に関する国務院の規定」が、2024年1月22日、国務院より公布された。事業者結合が次の各号に掲げる基準のいずれかに達する場合、事前に申告しなければならない。

(1) 結合に参加する全ての事業者の前会計年度の全世界における売上高の合計が120億人民元（改正前は100億人民元）を超え、かつ、結合に参加する事業者のうち、少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも8億人民元（改正前は4億人民元）を超える場合。

(2) 結合に参加する全ての事業者の前会計年度の中国国内における売上高の合計が40億人民元（改正前は20億人民元）を超え、かつ結合に参加する事業者のうち、少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも8億人民元（改正前は4億人民元）を超える場合。同規定によると、申告の売上高基準に達していないが、当該事業者結合が競争を排除し、制限しうることを証明する証拠がある場合、関係機関により申告を要求される可能性がある。そのため、日系企業は、M&A等の取引を行ううえで、たとえ申告を要する売上高基準に達していない場合でも、当該取引が競争を排除し、制限しうるか否かを評価し、必要に応じて外部の専門機構の意見を求めるのが望ましい。

5. 中国本土及び香港特別行政区の法院による民商事事件の判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の取決め

最高人民法院 2024年1月25日公布、2024年1月29日施行

公示サイト：<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/424082.html>

近年、各レベルの法院が扱う香港特別行政区（以下、「香港」という）に係る事件の数は年々増加しており、中国本土と香港との間の判決の相互承認・執行を求める声が高まっている。これを踏まえ、最高人民法院は、2019年1月に香港政府と締結した「中国本土及び香港特別行政区の法院による民商事事件の判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の取決め」を2024年1月25日に公布し、2024年1月29日から施行した。同取決めでは、中国本土・香港間の民商事事件の判決の相互承認・執行の範囲、承認・執行の申立手続・方法、第一審法院の管轄権への審査、承認・執行されない事由、救済措置等について定めている。主な内容は以下のとおり。

(1) 民商事事件における中国本土と香港の法院の間で効力を有する判決の相互承認及び執行、並びに民事損害賠償に関する刑事事件で効力を有する判決の相互承認及び執行に適用し、婚姻や相続等の家事事件、一部の特許権侵害事件、一部の海事海商事件等の8項目の事件には適用しない。

(2) 被申立人が中国本土、香港どちらにも執行可能な財産を有する場合、申立人は、両地域の法院に同時に執行を申立てることができる。ただし、両地域の法院が執行する財産の合計は、判決された額を超えてはならない。

(3) 中国本土の法律により、関連訴訟について中国本土の法院が専属的管轄権が有しない場合、第一審法院が管轄権を有すると中国本土の法院が認定すべき6つの事由が定められた。

(4) 提出が必要な資料、申立書の内容、管轄権の認定方法、審査手続、執行手続等について定められた。